

福井県学校業務改善方針の骨子（案）について

資料NO. 1-1

平成30年12月19日
学校振興課

取組期間
2019年度～2021年度（3年間）

目 標
・3年後(2021年度)までに時間外勤務80時間／月以上の教員をゼロにする ・年次休暇平均取得日数 11日／年

現状と課題	取組の方向性	具体的な取り組み															
<p>教員の働き方に対する意識・制度</p> <ul style="list-style-type: none"> 「時間をかけることが熱意の表れ」という考え方が根付いている 効率的に業務を遂行しようとする時間管理の概念が希薄である 休むと他の教員に負担がかかるため、休暇が取りにくい 超過勤務が月80時間超の教員が中学校・高等学校で約25%を占める <p>(参考) 本県の教員の勤務時間(全役職) ※H30年9月</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>校種</th> <th>平日在校時間(休憩除く)</th> <th>超過勤務80時間超過者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小学校</td> <td>10時間09分</td> <td>1.7%</td> </tr> <tr> <td>中学校</td> <td>10時間51分</td> <td>26.8%</td> </tr> <tr> <td>高等学校</td> <td>9時間47分</td> <td>24.8%</td> </tr> <tr> <td>特別支援学校</td> <td>8時間58分</td> <td>0.4%</td> </tr> </tbody> </table>	校種	平日在校時間(休憩除く)	超過勤務80時間超過者	小学校	10時間09分	1.7%	中学校	10時間51分	26.8%	高等学校	9時間47分	24.8%	特別支援学校	8時間58分	0.4%	<p>勤務時間管理の徹底</p> <p>○勤務時間の客観的な把握・集計(タイムカードやICTの活用など) ○児童、生徒の登下校時刻の設定や部活動、会議等の勤務時間を考慮した時間設定 ○退庁時間の設定(小学校:19時 中学校・高校:20時) ○ノー残業デーの導入(週1回)</p> <p>勤務時間を意識した働き方の徹底</p> <p>○管理職のマネジメント能力養成研修を実施 ○教員への働き方の意識づけ研修を実施 ○人事評価制度に時間外勤務縮減、業務改善の観点を盛り込み、見直し ○学校のスクールプランに業務改善・教員の適正な勤務時間の内容を記載 ○学校評価に業務改善・教員の働き方に関する項目を位置づけ、学校関係者評価、第三者評価を実施 ○「ふくい優秀教員表彰」を活用し、時間外勤務縮減、業務改善に取り組む学校・教員を表彰</p> <p>長期休業期間や授業時数の適正な設定</p> <p>●夏休み期間の短縮(1日の授業時間減により、授業準備時間の確保・早い退勤を実現) ●春休み延長による新年度準備期間の確保 ●適正な授業時間数の設定により、勤務時間内に業務処理時間を設ける</p> <p>休暇を取得しやすい環境づくり・勤務時間の見直し</p> <p>○長期休業期間に一定期間の学校閉庁日を設定 ○年次休暇起算日変更やリフレッシュ休暇の分割取得等の休暇制度の改正を検討【長期的に検討】</p>	<p>○…県下一律(県・市町)で取り組むもの ●…市町に取組を任せるもの ……予算対応が必要なもの</p>
校種	平日在校時間(休憩除く)	超過勤務80時間超過者															
小学校	10時間09分	1.7%															
中学校	10時間51分	26.8%															
高等学校	9時間47分	24.8%															
特別支援学校	8時間58分	0.4%															
<p>教員業務の増大</p> <ul style="list-style-type: none"> 学校や教員が担うべき業務とそうでない業務が混在し、業務が増大している 県・市町教育委員会からの事業・調査等が多い 研修や会議が多い・長い 標語・ポスター、作文等の応募依頼や民間団体からの家庭向けの配布依頼が多い 学習指導の他、生徒指導、部活動、保護者や地域との連携など学校や教員に対する多様な期待が多い <p>(参考)「これまで学校・教師が担ってきた代表的な業務の在り方に関する考え方」 ※H29.12 中教審中間まとめより</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>基本的に学校以外が担うべき業務</th> <th>学校の業務だが、必ずしも教員が担う必要のない業務</th> <th>教師の業務だが、負担軽減が可能な業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①登下校の対応 ②放課後等の見回り、児童生徒の補導対応 ③学校徴収金の徴収・管理 ④地域ボランティアとの連絡調整</td> <td>⑤調査・統計等への回答 ⑥児童生徒の休み時間における対応 ⑦校内清掃 ⑧部活動</td> <td>⑨給食時の対応 ⑩授業準備 ⑪学習評価や成績処理 ⑫学校行事の準備・運営 ⑬進路指導 ⑭支援が必要な児童生徒・家庭への対応</td> </tr> </tbody> </table>	基本的に学校以外が担うべき業務	学校の業務だが、必ずしも教員が担う必要のない業務	教師の業務だが、負担軽減が可能な業務	①登下校の対応 ②放課後等の見回り、児童生徒の補導対応 ③学校徴収金の徴収・管理 ④地域ボランティアとの連絡調整	⑤調査・統計等への回答 ⑥児童生徒の休み時間における対応 ⑦校内清掃 ⑧部活動	⑨給食時の対応 ⑩授業準備 ⑪学習評価や成績処理 ⑫学校行事の準備・運営 ⑬進路指導 ⑭支援が必要な児童生徒・家庭への対応	<p>校務の削減・効率化</p> <p>○統合型校務支援システムを導入(指導要録記載、成績処理等の負担軽減) ○県・市町教委の事業・調査・研修・研究授業・計画・行事の精査・簡素化・削減 ○長期休業中に県教委、市町教委主催の研修を行わない期間を設ける(お盆期間、年末年始等) ○学校内の会議・行事の精査・簡素化・削減 ●留守番電話や市町教委転送による時間外の保護者対応の負担軽減</p> <p>教員業務の明確化</p> <p>○専門スタッフ、外部人材の活用を促進 ・スクールカウンセラー、部活動指導員等の活用、人員確保の支援 ・学校運営支援員等による授業準備、補助的業務(簡単な丸付け等) ・大学と連携し、教育実習生・教育学部生が部活動指導、清掃指導、学校運営支援員等を行い、単位認定【長期的に検討】</p> <p>○事務職員の研修や共同実施の推進により、事務職員の学校運営参画を実施 ●学校徴収金(学校給食費、教材費、修学旅行費等)の公会計化(教育委員会や首長部局が実施) ○作文・絵画コンクール等への出展、チラシ等の配布依頼の負担軽減について、各種団体へ協力依頼・調整</p> <p>PTA・地域との連携・協力</p> <p>○適正な勤務時間の設定の取組について、保護者や地域への理解を得る取り組みを実施(リーフレット作成、講演会) ○学校業務の外部委託、地域との連携を強化 ・福井型コミュニティスクール等の拡充、地域学校協働活動の推進 ・登下校、見回り、補導対応、プール監視等について、地域、警察等関係機関と連携強化 ○学校部活動の参加行事の見直し(小学校含む) ○小学生の各種団体主催大会や地域行事等への参加方法・形態の見直し(学校主体→地域や地域クラブ等主体へ)</p>										
基本的に学校以外が担うべき業務	学校の業務だが、必ずしも教員が担う必要のない業務	教師の業務だが、負担軽減が可能な業務															
①登下校の対応 ②放課後等の見回り、児童生徒の補導対応 ③学校徴収金の徴収・管理 ④地域ボランティアとの連絡調整	⑤調査・統計等への回答 ⑥児童生徒の休み時間における対応 ⑦校内清掃 ⑧部活動	⑨給食時の対応 ⑩授業準備 ⑪学習評価や成績処理 ⑫学校行事の準備・運営 ⑬進路指導 ⑭支援が必要な児童生徒・家庭への対応															
<p>部活動の負担</p> <ul style="list-style-type: none"> 部活動後に授業準備、成績処理、学校行事の準備、各種校務を実施している 部活動のため、土日も出勤しなければならない 経験のない分野の部活動顧問になる場合、負担が大きい 少子化等で規模が縮小し教員数が減少している学校でも、部活動数は減らないため、顧問の負担が大きくなっている 中学校教員の時間外勤務時間のうち部活動指導の時間が約38%を占める <table border="1"> <thead> <tr> <th>中学校教員の時間外勤務時間(月)</th> <th>うち部活動(月)</th> <th>部活動が占める割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>74時間32分</td> <td>28時間12分</td> <td>37.8%</td> </tr> </tbody> </table>	中学校教員の時間外勤務時間(月)	うち部活動(月)	部活動が占める割合	74時間32分	28時間12分	37.8%	<p>部活動運営の適正化</p> <p>○部活動指導員をはじめとした外部人材の積極的な参画を促進 ・部活動指導員の全校配置 ・「ふくいしあわせ元気国体」に出場した教員や事務職員が部活動指導を行うことにより、教員の負担を軽減</p> <p>○共同管理体制の導入 ○適正な活動時間や休養日について明確な基準を設定(活動時間:平日2時間程度、休日3時間程度)※朝練の原則禁止 ○部活動活動日の上限を設定(休養日:平日週1日、土日のいずれか1日) ※大会参加などで土日ともに活動した場合等に、休養日を他の週に振り替えることは可 ○3時間の部活動手当の設定 ○入試における部活動に対する評価の在り方を見直し(特色選抜) ○県中体連、市町中体連、高体連、高文連、各競技団体、連盟等との連携・協力(大会やコンクール等の規定の見直し) ○各競技団体・連盟等の業務の見直し ●小学校における放課後活動の負担軽減</p> <p>部活動数の適正化</p> <p>○学校の規模により部活動数を削減(中学校) ※教員数のおおむね1/2までとする ○複数の学校による合同部活動や地域クラブ等との連携を促進</p>										
中学校教員の時間外勤務時間(月)	うち部活動(月)	部活動が占める割合															
74時間32分	28時間12分	37.8%															

国の動向により長期的に検討	・変形労働制の導入	・勤務時間の上限の設定	・スクールロイヤーの配置
---------------	-----------	-------------	--------------